



2018年8月6日

各位

会社名 シェアリングテクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 引字 圭祐
(コード番号 3989 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 管理本部長 篠 昌義
電話番号 052-414-6025

募集新株予約権（有償ストック・オプション）発行 の検討開始に関するお知らせ

シェアリングテクノロジー株式会社（以下：シェアテック）は、2018年8月6日付「2018年9月期・第3Q決算説明資料」で公表いたしました中期経営計画における業績目標の達成に向け、本日、会社法第370条及びシェアテック定款の定めに基づく取締役会決議に替わる書面決議において、募集新株予約権（有償ストック・オプション）発行の検討を開始いたしました。

記

1. 新株予約権発行の目的及び理由

シェアテックは、2018年8月6日付「2018年9月期・第3Q決算説明資料」で公表いたしました中期経営計画における業績目標である2019年9月期の営業利益17億円及び2020年9月期の営業利益30億円の達成に向けて、募集新株予約権（有償ストック・オプション）発行の検討を開始いたしました。

なお、本新株予約権の付与対象者はシェアテックグループの役員及び従業員とする予定であり、付与対象者に対する報酬としてではなく、各対象者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われる予定でございます。

また、本新株予約権の目的となる株式の数は、発行済株式総数の3%以下とする予定でございます。

2. 新株予約権の行使条件（予定）

新株予約権者は、2019年9月期から2020年9月期においてシェアテックの有価証券報告書に記載される連結損益計算書の国際会計基準における営業利益が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下：「行使可能割合」という。）を限度として行使することができるものでございます。

- (a) 2019年9月期の営業利益が17億円を超過した場合 行使可能割合：50%
- (b) 2020年9月期の営業利益が30億円を超過した場合 行使可能割合：50%

なお、2019年9月期の営業利益17億及び2020年9月期の営業利益30億をいずれも達成できなかった場合には、新株予約権は全て行使できなくなり、権利は実質的に失効いたします。

3. 今後の見通し

検討後、募集新株予約権（有償ストック・オプション）発行を行う場合については取締役会決議後、2018年8月下旬～2018年9月上旬頃の付与を行う想定であります。

募集新株予約権（有償ストック・オプション）発行による2018年9月期のシェアテックグループの業績へ与える影響については、軽微であります。

なお、業績予想から変更の必要が生じた場合には適時に開示いたします。

以上